

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

令和 6 年 9 月

各 務 原 市

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

各務原市教育委員会、各務原市と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、各務原市と事業者が令和 7 年 9 月 ● 日付で締結した「各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づき、次の条項により各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業指定管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

なお、年度協定において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、本施設の維持管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第 2 条 令和 ● 年度（20●●年度）の年度協定の期間は、令和 ● 年（20●●年）4 月 1 日から令和 ● 年（20●●年）3 月 31 日までとする。

（管理物件）

第 3 条 令和 ● 年度（20●●年度）の管理物件は、別表第 1 のとおりとする。

（業務内容）

第 4 条 令和 ● 年度（20●●年度）の業務内容は、別紙の維持管理業務計画書、運営業務計画書及び自主事業に係る事業計画書に記載のとおりとする。

（サービス対価）

第 5 条 令和 ● 年度（20●●年度）の本業務の実施に係るサービス対価（指定管理料）は、次項のとおりとする。

2 サービス対価（指定管理料）は次のとおり、年 4 回（8 月、11 月、翌年 2 月及び翌年 5 月）に分割し、各務原市は請求書を受領した日から 30 日以内に事業者の指定する口座に振込む方法で支払うものとする。

区 分	サービス対価（指定管理料）
1 回目（ 8 月）	円
2 回目（11 月）	円
3 回目（ 2 月）	円
4 回目（ 5 月）	円
合 計	円

（遅延利息）

第 6 条 各務原市の責めに帰すべき事由により、前条のサービス対価の支払いが遅れた場合において、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、事業契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和

24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを各務原市に請求することができる。

2 事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約第 8 3 条の規定による返還が遅れた場合においては、各務原市は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、事業契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを事業者に請求することができる。

(本施設の休館日及び休館時間)

第 7 条 令和●●年度(20●●年度)の本施設の休館日及び休館時間は、別表第 2 のとおりとする。

(疑義等の決定)

第 8 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。なお、事業契約にも定めのない事項については、各務原市教育委員会、各務原市及び事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、各務原市教育委員会、各務原市及び事業者記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和[]年(20●●年度)[]月[]日

各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地
各務原市教育委員会
代表者 教育長 丹羽 章 印

各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地
各務原市
代表者 各務原市長 浅野 健司 印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

印

別表第 1 管理物件（第 3 条 関係）

施設名	所在地	敷地面積	建築面積	施設内容

別表第 2 本施設の休館日及び休館時間（第 7 条 関係）

施設名	休館日及び休館時間
●●施設（提案施設）	